

○国土交通省告示第六号

自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、自動車損害賠償保障事業のうち損害のてん補額の決定以外のものを委託した保険会社が委託契約を解除したので、平成九年運輸省告示第二百四十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月五日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

「次の保険会社」を「明治安田損害保険株式会社」に改め、「スミセイ損害保険株式会社」及び「明治安田損害保険株式会社」を削る。